

利根町教育委員会定例会会議録

令和4年8月25日 午後3時00分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐藤 忠信 君
委 員	石井 豊 君
委 員	長岡 純子 君
委 員	巻 島 久 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	中村 寛之 君
指導課係長	野田 あゆ美 君
生涯学習課長	桜井 保夫 君
生涯学習課長補佐	古山 栄一 君
学校教育課長補佐	久野 俊秀 君
学校教育課主任	眞 仲 幸穂 君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和4年8月25日（木曜日）

午後3時00分開会

- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 23 号 | 教職員の休暇等の専決処分について |
| | 報告第 24 号 | 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和4年7月分） |
| 日程第 2 | 議案第 42 号 | 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）教育関係予算の意見の申出について |
| | 議案第 43 号 | 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算教育関係決算の意見の申出について |
| 日程第 3 | その他 | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 23 号 教職員の休暇等の専決処分について
報告第 24 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 7 月分）
- 日程第 2 議案第 42 号 令和 4 年度利根町一般会計補正予算（第 5 号）教育関係予算の意見の申出について
議案第 43 号 令和 3 年度利根町一般会計歳入歳出決算教育関係決算の意見の申出について
- 日程第 3 その他

午後 3 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまより、令和 4 年 8 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日御審議いただく議案は、専決処分を含む報告 2 件、議案 2 件、その他 1 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 23 号 教職員の休暇等の専決処分についてにつきましては、人事に関する案件のため、また、議案第 42 号 令和 4 年度利根町一般会計補正予算（第 5 号）教育関係予算の意見の申出について及び議案第 43 号 令和 3 年度利根町一般会計歳入歳出決算教育関係決算の意見の申出についてにつきましては、町長の公正・円滑な町政執行を確保する観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき、非公開にしたいと思っておりますが、いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいま御承認いただきましたので、報告第 23 号及び議案第 42 号、議案第 43 号を非公開といたします。

○教育長（海老澤 勤君） それでは、日程第 1、報告第 23 号 教職員の休暇等の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第 23 号 教職員の休暇等の専決処分についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 24 号 利根町教育委員会後援名義の使用

承認について（令和4年7月分）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、報告第24号 利根町教育委員会後援名義の使用承認についての令和4年7月分をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により報告するもので、2件の申請があり、承認をしたものでございます。

別紙資料をご覧ください。こちらは、特定非営利活動法人取手文化倶楽部から申請があり、アフタースクールミュージカルを令和4年6月から令和5年3月までの毎週木曜日・日曜日、計8回を8か月間、取手福祉会館など市内の施設において行います。目的としまして、取手市及びその近郊在住の小学校5年生から高校3年生を対象に、合唱・バレエ・演技・ボーカルのミュージカル基本4要素のトレーニングを通して、総合芸術に向き合う機会を提供するため開催するものでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらは、利根町民グラウンドゴルフ協会から申請があり、第9回利根町民グラウンドゴルフ大会を令和4年10月29日に利根浄化センターで行います。目的といたしましては、高齢者が気軽に楽しめるグラウンドゴルフの普及と拡大を図り、体力向上と相互交流の推進を図るためでございます。対象者といたしましては、利根町在住者並びに在勤者で18歳以上の方となっております。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） アフタースクールミュージカルの後援名義の使い方ですが、大会や記念行事ではなく、特定の団体の講座でも後援ができるということでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 後援というよりも、文化庁の委託を受けた長期事業ということで目的があったものですから、該当するということで承認した次第でございます。

○委員（佐藤忠信君） 確かに、文化庁のホームページにも支援の団体の名前が入っていましたね。分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第24号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和4年7月分）につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第2、議案第42号 令和4年度利根町一般

会計補正予算（第5号）教育関係予算の意見の申出についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第42号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第5号）教育関係予算の意見の申出についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

これからそれぞれの課の課長補佐、係長に入ってもらいますので、ここで小休止を頂きます。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第43号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算教育関係決算の意見の申出についてを議題といたします。

担当課に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第43号 令和3年度利根町一般会計歳入歳出決算教育関係決算の意見の申出についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第3 その他でございます。

タブレット端末の弁償に関する取扱基準について、学校教育課から説明がございます。お願いします。

お三方、係長も、ありがとうございました。

○学校教育課長（中村寛之君） タブレット端末の弁償に関する取扱基準についてご説明いたします。

令和4年7月15日金曜日に、利根中学校にて、体育の授業でレポートを作成中、思うようにできずに悩んでいた。思うようにできない自分への怒りとその他のストレスが重なり合い、衝動的に手に持っていたタブレットの画面を平手でたたいてしまい、液晶画面にひびが入ってしまったということが発生しましたので、それを受け、協議を重ねた結果、利根町教育委員会が所有するタブレット端末等を児童生徒及びその保護者並びに職員が使用するに当たり、故意的に毀損または紛失させた場合に、弁償金の支払いに関し、必要な事項を定めるものです。

第1条には、趣旨として、児童生徒及びその保護者並びに教員が使用するに当たり、故意的に毀損または紛失させた場合に必要な事項を定めるものとしております。

第2条には、弁償の範囲を定めております。第1号に、使用者の故意による破損・機器の

改造・システムの改ざん等，第2号には，使用者による紛失になります。

第3条には，弁償の方法を定めております。

第4条には，弁償金の額を定めております。

第5条には，第三者による毀損等を定めております。

第6条には，その他の事項を定めております。

次のページで，第4条の詳細について説明させていただきます。使用者が負担する弁償金の額は，別表に定めるタブレット端末購入額を上限とし，次の各号のいずれかとする。

1号としまして，修理費用及び修理に係る郵送費全額。

2号としまして，別表の計算式により毀損等させた該当月時点でタブレット端末購入額を法定耐用年数から定額法により減価償却した残りの額計算式としまして，タブレット購入額を12か月掛ける法定耐用年数，これが4年になりますので，48ですね。そして，12か月掛ける法定耐用年数から，配布から毀損等の月までの月数ということなので，例を挙げますと，令和4年7月の毀損の場合ですと，タブレットの購入額が4万4,990円割ることの12か月掛ける4なので48で割ります。それを，12か月掛ける4年なので，48から16を引きますので，32か月ということになって，計算しますと，先ほどとちょっと違って，ここを直していただきたいのですけれども，2万9,993円という形になります。今回の中学校で発生した事故には，この金額を請求しようということ考えております。

3号といたしまして，その他，教育長が定めた額。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 何かご質問などありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 減価償却についてですが，耐用年数が4年ということであれば，4年たったら買い換えるということでしょうか。それとも，5年間使った場合は，残りの1年間は壊しても問題ないということですか。

○学校教育課長（中村寛之君） 基本的には，小学校1年生から，何ものなれば中学3年まで9年間使っていただきたいというのが本音ですけれども。

ただ，法的な耐用年数というのがありまして，それが4年になっているので，計算としては減価償却という形になるのかなと今回は検討させていただきました。

○委員（佐藤忠信君） 減価ではなく，最低限度ここまで保護者が負担するという金額設定があってもいいのかなと思いました。

○学校教育課長（中村寛之君） 今回の件に関しましては，修理の見積を依頼したところ，タブレットを買うのと同じくらいの値段になってしまい，それはさすがにかわいそうなので，一番，保護者の負担が少なくなる金額ということで，今回の弁償基準を考えさせていただきました。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○学校教育課長（中村寛之君） 今後についても，今言ったように4年以上使用して壊れる

場合や、4年になる前にタブレットを新しく購入するしかない場合など、いろいろ発生すると思うので、その都度検討させていただきたいと考えております。

○委員（佐藤忠信君） 端末は、1年で新しいものがたくさん出てきて、古いものになってしまうので、多分、9年間というのは現実的ではない気がします。

それから、端末にサイトの使用制限がかかっていると思いますが、ネット上では、使用制限の解除方法などが出回っているそうです。そういう場合は、破損しているわけではないですが、この中のシステムをいじった場合は、破損の扱いとなるような規定というのはありますか。

○学校教育課長（中村寛之君） その辺も弁償基準に入っています。

○委員（佐藤忠信君） タブレットを壊して買い直すパターンと、中のシステムを改ざんした場合も弁償の際は同じ金額設定になりますか。

○学校教育課長（中村寛之君） その辺についても、業者に復旧に必要な金額の見積を出してもらうので、それを元に検討させていただきます。

既に学校では、パソコンが得意な人は自分でいろいろ設定を変更してしまうということも起きているので、夏休みが終わった後には、各学校の先生方をお願いして、一度最初に見てもらおうというお願いはしてある状況です。

○委員（佐藤忠信君） また作業が増えて、先生方も大変ですね。分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） 石井委員。

○委員（石井 豊君） この取扱基準の中で、第3条の下のほうに、毀損（亡失）報告書を教育長に提出しなければならないとなっていますが、様式はここに載っていないだけで別にありますか。

○学校教育課長（中村寛之君） そうです。

○委員（石井 豊君） 分かりました。

○学校教育課長（中村寛之君） 規則とかだったら、様式もつけますが、基準なので、学校にちゃんとその様式があつて、それを出していただきます。

○委員（石井 豊君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

巻島委員。

○委員（巻島 久君） タブレットのことですけれども、法的に教育委員会の備品が壊れたときに、壊した人に負担させるということで問題ないのでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 成島さん。

○学校教育課（成島仁美君） タブレットのほうに関しましては、貸出を行う際に保護者の方から、もし故意的に壊した場合には弁償してもらいますということなので、同意書にサインはしていただいた上で貸出を行っている形になります。

○委員（巻島 久君） 最初に同意を取っているわけですね。

○学校教育課（成島仁美君） そうですね。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） つづいて、中学校の部活動の地域移行について、指導課からお願いします。

○指導課（佐藤敏行君） 指導課佐藤です。

前は、地域移行の説明をさせていただきまして、ありがとうございます。

今日は、地域移行部活動の利用規約ということで、保護者の皆様に読んでいただいて、入会するに当たっての規約ということになります。名前のほうは、前回の検討会議で、すぼかるとねという名前が決まりました。

こちら、すぼかるとね事務局というのがありまして、今それをやっているのは教育委員会指導課という形になっておりますので、よろしくをお願いします。

初見の文書なので、ここで全部見ていただくのは難しいとは思いますが、簡単にご説明させていただきます。

目的です。1行は読ませていただきます。

この規約（以下、本規約という）は、利根町地域運動部活動事務局（以下、事務局という）が運営する地域運動部活動に関して必要な事項を定め、スポーツの普及に努めるとともに、スポーツを通じて会員の健全な体及び精神の育成と、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。ということで、いろいろな習い事等の例えばスポーツ教室、水泳教室とかそういうものでよくあるような利用規約だと思っていただければ幸いです。

進めていきます。

第2条は、入会の手続に関する内容が書いてあります。

第3条は、会員に関する内容が書いてあります。

第4条は、第4条は、保険に関する内容が書いてあります。

第5条は、写真の撮影及び掲載の部分で、写真等の肖像権に関する部分になります。

第6条は、休会、復会及び退会に関するものです。

第7条は、遵守事項になります。

次のページになります。

第8条は、利用の終了ということで記載されております。

第9条は、事故等の責任に関することです。

第10条は、地域運動部活動の中止に関することです。

第11条は、個人情報の取扱いに関することになります。

最後のページです。

最後、12条は、規約の変更等に関する内容になります。

最後のページが、すぼかるとねの参加申込書ということで、こちら、先ほどの利用規約と一緒に学校で配布させていただくものになります。10個の部活動が、休日、今シーズンは2月までに10回の開催を予定しております。こちらで参加者を募って、活動のほうを進めて

いければと思っております。

以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 部活動の地域移行について説明がありました。

ご意見、ご質問などございますか。

長岡委員。

○委員（長岡純子君） すばかるって、どういう意味ですか。

○指導課（佐藤敏行君） これは、スポーツ・アンド・カルチャーとねということで、最初は、運動部活動だけでいろいろ名前を考えたんですが、国のほうで令和5年度から、同じように文化部も7年度までに進めていこうということなので、文化部の部分もくっついてきますので、スポーツ・アンド・カルチャー、ちょっとかわいい感じで、土日、今日すばかる行ってくるねみたいな、親しみのある形で、平仮名で、すばかるとねということで決めさせていただきました。

○委員（長岡純子君） ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） 巻島委員。

○委員（巻島 久君） 利根中の部活動の現状についてですけれども、全員入ることを原則としているのでしょうか。それとも、部活動は自由参加になっているのでしょうか。

○指導課（佐藤敏行君） 昔みたいに強制ではありません。ただ、ほとんどの子が部活に参加しておりますので、原則全員参加に近いような状況です。

○委員（巻島 久君） 学校の部活動に入っていないくて、自分が所属しているチームやクラブに通うというのも、ありという状況ですか。

○指導課（佐藤敏行君） はい。シニアもちろんいますし、サッカーチーム、クラブチームに行っている子もいます。

○委員（巻島 久君） その扱いですけれども、一番問題になるのが、所属しているシニアの野球部がすごく優秀で、県大会なんかでも上位に入るくらいの実力があると、高校入試のときに推薦をしてほしいということもあると思います。昔は、学校の部には入っていないので、学校長としては推薦を出せないといったことがあって、自己推薦の形になっていたかと思いますが、今もそんな感じですかね。

○指導課（佐藤敏行君） 以前はそういうこともあったかと承知していますが、私が3年前、利根中で主任をやっていたときには、クラブチームでの経験は、普通に調査書にも書いていました。それに関して、有利不利は全くないです。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

そこが心配で、スイミングやゴルフで頑張っている子が、高校進学のときに不利になるようなことがないように。

以前、ある方と話をしていた、子供さんが印西市にある体操クラブに通っていて、でも、それは週1回なので、学校では吹奏楽部に入ると。本人はどっちをメインでやっていこうか迷っているなんていう話を聞いたことがありまして、今の部活動はどのようになっている

のかなと思って、ちょっと確認させていただきました。

○指導課（佐藤敏行君） 今言ったようなケースは、吹奏楽部の成績と、体操クラブの成績の両方に配慮していると思います。

○委員（巻島 久君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 第6条の休会、復会及び退会。これ、所定の手続を取るとありますが、どんな手続ですか。

○指導課（サトウ 君） まだ今日は様式つけていないんですけれども、様式をお渡しすることになります。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。退会届だけはちゃんと頂かないと、辞めた、辞めないで揉める可能性もあると思います。

○指導課（佐藤敏行君） そうですね。

○委員（佐藤忠信君） 退会する時の様式があるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員（長岡純子君） これは、当分は土日だけのことですかね。

○指導課（サトウ 君） はい。今回、土曜日だけで設定していますが、以前お話しいたしました推進事業ということで今年度やってみまして、最終的に、令和7年度末までには、全部の休日の指導は学校の先生は担わないということになりますので、段階的にすぼかるとねに移行することになります。今年は、月2回か3回、土曜日にやるような形になります。

○委員（長岡純子君） いろいろな試合の開催が難しいですね。

○指導課（佐藤敏行君） 試合のほうは、地域運動部活動では、まだできないということで国の方針が出ていますので、このすぼかるとねは、基礎的な練習や、普段の部活動ではできないような練習をやるような形になっています。

○委員（長岡純子君） 今までの県南大会や県大会が、すぼかるとねではなく、部活動に参加している子だけの試合ということになるわけですね。

○指導課（佐藤敏行君） はい、現状そうです。

○教育長（海老澤 勤君） 一旦閉じまして、先ほど質問があった育休の件については、どうですか。

○指導課係長（野田あゆ美君） すみません。お待たせしました。延長に関しましては、原則2回までできるということなので、1回延長可能となります。男女共になんですけれども、子が3歳に達するまでできるということなので、3年間最大でできます。

以上になります。

○委員（長岡純子君） 最長3年ですか。

○指導課係長（野田あゆ美君） 子が3歳になるまでなので、3年間ですね。

○教育長（海老澤 勤君） 恵まれているよね。

○教育長（海老澤 勤君） 休みなくずっと 2 時間以上，会議を続けさせていただきまし
た。ありがとうございます。

以上をもちまして，令和 4 年 8 月教育委員会を閉会といたします。ありがとうございます。

午後 5 時 17 分閉会